○　幼稚園ごとに処遇改善の実施時期は異なるため、一概にお答えすることはできませんが、例えば、交付金事業で賃金改善を行った幼稚園の場合は、交付金事業による賃金改善前となります。

問　ウ　a　専修免許状又は一種免許状の上進者に対する賃金改善について，継続的な賃上げによる処遇改善を実施していなくても補助対象となるか。

（答）

○　なりません。幼児教育の質の向上のための処遇改善は，継続的な賃上げによる処遇改善を実施していることが補助要件となります。なお，各リーダーに係る処遇改善と併用して補助することは可能です（ただし，各メニューごとに処遇改善を実施していることを明確にしていただく必要はあります。）。

３．幼稚園等特別支援教育経費

問　教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）の医療的ケア看護職員配置事業と重複して活用することは可能か。

（答）

○　医療的ケア看護職員の配置に係る経費については、重複して活用することはできません。例外的に、取組ごとに財源や用途等を明確に区分可能な場合で、かつ、「医療的ケア看護職員配置事業」において補助対象外となる経費に充当する場合においては、本事業の補助対象園児数として計上することは可能です。

問　有資格者（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者など）を配置していない場合、補助対象とはならないのか。

（答）

○　補助対象となりますが、本事業については、特別な支援が必要な幼児への早期支援や適切な教育が受けられない事態を未然に防ぐことを目的としているため、必要に応じて、各都道府県の判断で、補助要件について交付要綱等で定めてください。

４．教育改革推進特別経費「教育の質の向上を図る学校支援経費」

問　○○という取組を補助しても良いか。
　　補助対象となる個別具体の取組内容を例示してほしい。
　　補助要件の確認方法（学校に提出を求める資料）はどのようにすればよいか。

（答）

○　本補助金は、都道府県が私立学校の経常的経費に助成する場合、国がその助成額の一部を補助する制度です。そのため、各私立学校の取組に対する補助の可否は、各都道府県が判断し、交付要綱等で定めるものと考えます。そのため、個別具体の取組に係る判断は、各都道府県で行う必要があると考えます。

○　その上で、各都道府県が助成した額について、本補助金（国庫補助金）の交付要綱等に基づき、補助要件を満たす場合に国庫補助の対象となるという仕組みをご理解ください。

○　以下、当方で示す内容は、国庫補助金における補助要件の考え方であり、これとは別に各都道府県において、地域の実情等を鑑み、個別に要件を課すことや、国庫補助金の対象とはならないものの、各都道府県の財源を活用して補助することを妨げるものではありません。その点をご留意ください。

問　都道府県が各私立学校の取組に補助するにあたり、補助対象となる学校種を限定し、補助することは可能か。（例：小学校のみ支援対象とする場合など）

（答）

○　各都道府県が判断し、補助対象となる学校種を限定して補助いただいても差し支えありません。

問　補助対象となる各取組の最低支出額はいくらか。また、取組の支出額が、国庫補助単価を下回る場合、支出額を上限に補助金を交付しても良いか。

（答）

○　国庫補助金の補助要件として、金額の有無は求めておりませんが、補助金を交付することの意義を考慮いただき、会計検査の際に説明できるようにしてください。

問　国の交付要綱等が都道府県に共有される前に学校園が取り組んだものは、補助対象期間外となるのか。

（答）

○　国の補助金は都道府県が助成した額の一部を補助するものであり、ただちに学校園の取組に対して影響を及ぼすものではないと考えます。補助対象期間の取扱いについては、各都道府県における交付要綱等の取扱いに準じるものと考えます。

○　このほか、取組の年間実施回数等について、地域の実情を踏まえて、各都道府県が個別に国庫補助金が設ける補助要件以上の要件を課すことは差し支えありません。

問　外部人材の雇用に当たっては、雇用期間に応じて補助要件を緩和することは可能か。

（答）

○　補助要件に「契約期間中」とある場合を除き、雇用期間等に応じた補助要件の緩和は認められません。ただし、年間を通じての雇用まで求めるものではなく、短期間であっても、補助要件を満たす回数に取り組んだ場合は、補助要件を満たすこととして差し支えありません。

例：長期休業期間中の集中講義で、ネイティブ・スピーカーによる４０コマの語学教室を開催。ネイティブ・スピーカーの雇用期間は１か月程度だが、「イ　次世代を担う人材育成の促進」の補助要件である「授業が行われる期間に毎週１回以上の取組」を超える回数を実施している場合は、補助要件を満たしたことになる。

例：例えば、一日に１クラスで英語授業を行った場合は１回、二日間に１クラスで英語授業を行った場合は２回、一日に３クラスで英語授業を行った場合は３回とカウントすることは差し支えないものとする。この場合、１クラスの単位については、学級数として差し支えないものとする。ただし、取組として、３クラス合同で開講する場合のように、実態としてクラスを一括りとしている場合は、１クラス（１回）とみなす。

○　なお、当該取扱いは、国庫補助金の補助要件に係るものであり、都道府県補助金の交付対象外とすることまでは求めません。

問　「イ　次世代を担う人材育成の促進」と「チ　外部人材活用等の推進」はともに外部人材の活用による補助となるが、違いは何か。

（答）

○　いずれにおいても、外部人材を雇用することは可能ですが、「イ　次世代を担う人材育成の促進」は、例えば、外部講師の活用により、教育の質の充実に資する取組を想定しています。

例：ネイティブ・スピーカーによる発音指導や、教員とのオーラルコミュニケーションの実践例を示すこと等により、英語教育の質が向上。

○　他方、「チ　外部人材活用等の推進」は、学習指導員や部活動指導員等など、ティームティーチング指導、家庭学習の準備・チェックの実施等の学級担任の業務負担の軽減を図るため、外部人材の配置促進を図る取組を想定しています。

※　上記のとおり補助メニューを整理しており、単価が高い方で申請したいとのご要望には沿えません。

問　「イ　次世代を担う人材育成の促進」の補助要件に「授業が行われる期間」とあるが、授業が行われる期間以外の時期に実施する取組は補助対象とならないのか。

（答）

○　補助対象となる取組の実施時期は、授業が行われる期間に限らず、長期休業期間中の取組も対象となります。

○　ここで指す「授業が行われる期間」とは、後述の「毎週１回以上」の「毎週」の範囲を「授業が行われる期間」に限定するものです。

例：１年間は約５０週だが、学校で授業が行われる期間は概ね３０週程度。
そのため、「授業が行われる期間に毎週１回以上」とは、概ね３０回以上と解する。

○　授業が行われる期間は、学校段階や学事歴等によって様々であることから、国庫補助金の補助要件においては、具体の回数を明示しません。

問　「概ね３０回」とあるが、どの範囲まで概ね３０回と許容されるのか。２８回は概ね３０回としてもよいか。

（答）

○　２８回が概ね３０回か、という概数の問題ではなく、例えば、授業が行われる週の数が年間３０週の学校と年間２８週の学校がある場合、後者の学校は前者の学校と比較し、多めに実施しなければならないため、概ね３０回としています。

○　そのため、一律に線引きをするものではなく、実態を踏まえつつ、判断するものと考えております。

問　「イ　次世代を担う人材育成の促進」の補助要件に「授業が行われる期間」とあるが、例えば、長期休業期間中に「２週間の集中講義」を行う場合の「授業が行われる期間」は２週間と解釈してよいか。

（答）

○　「授業が行われる期間」は年間を前提としています。そのため、「集中講義」のように一定の授業期間に置き換えることは認められません。

問　「イ　次世代を担う人材育成の促進」について、交付要綱が通知される以前の期間に実施した取組が補助要件を満たしていない場合、補助対象外となるのか。
（例：交付要綱が通知される以前にネイティブ・スピーカーを雇用していたが、月１回の取組であった。そのため、通知後には週１回に改めた場合。）

（答）

○　「原則として、授業が行われる期間に毎週１回以上の取組があること」という補助要件は、特定期間を取り出して補助要件の充足状況を判定するものではありません。

○　取組の実施回数の考え方については、上記質問の例も参考にしてください。

問　「イ　次世代を担う人材育成の促進」について、ネイティブ・スピーカーを常勤で雇用した場合も補助要件を満たしたことになるか。

（答）

○　本補助メニューにおいては、常勤・非常勤の別は問いません。

問　「イ　次世代を担う人材育成の促進」について、英語以外の言語も対象となるのか。

（答）

○　英語をはじめ、特定の言語に限定しているものではありません。

問　「イ　次世代を担う人材育成の促進」について、教科担任がネイティブ・スピーカーの場合、本補助金の対象となるか。

（答）

○　補助要件では、「教科担任の他に」としております。専任教員では補えない部分を外部の人材等を活用して教育の質を高めることを想定しており、教科担任がネイティブ・スピーカーであることをもって、補助対象となるものではありません。

問　「イ　次世代を担う人材育成の促進」について、各取組を合わせて毎週１回以上の取組があればよいのか。あるいは個々の取組において毎週１回以上の取組があればよいのか。

（答）

○　各取組を合わせて毎週１回以上の取組を実施している場合も補助対象と認められます。例えば、英語科目のネイティブ・スピーカーの授業を１５回、数学でＡＩを活用して、生徒１人１人に対して個別の設問を提供する取組を１５回。これらを合計して、３０回とすることも可能です。

問　「イ　次世代を担う人材育成の促進」又は「チ　外部人材活用等の推進」はともに外部人材を雇用することが可能であるが、同一人物を法人内の別々の学校でそれぞれ雇用する場合、それぞれの学校に補助することは可能か。
（例：Ａ中学校とＢ高校を運営する法人が、Ａ中学校の英語教育にＢ高校で雇用するネイティブ・スピーカーを活用する場合。）

（答）

○　同一法人内で既に雇用関係にある者を外部人材とすることは認められません。

また、イ～リに例示する取組において、同一法人内で既に雇用関係にある者を外部人材とすることは認められません。

問　同一法人の別の学校で雇用する者を「イ　次世代を担う人材育成の促進」又は「チ　外部人材活用等の推進」の外部人材として補助することは可能か。
（例：Ａ幼稚園とＢ高校を運営する法人が、Ａ幼稚園の英語教育にＢ高校と雇用関係にあるネイティブ・スピーカーを活用する場合。）

（答）
○　同一法人内で既に雇用関係にある者を外部人材として補助することは認められません。ただし、同一法人内の別の学校に勤務する者が、授業等を行うことを妨げるものではありません。

問　「ロ　外国人入学生の受入れのための環境整備」について、どのようなものを想定しているか。

（答）
○　外国人入学生の受入れのための環境整備（構内サインの更新）や外国人生徒の学生生活や進路相談等に対応するための通訳等の配置する場合等を想定しています。なお、礼拝室は補助対象外です。

問　「ロ　外国人入学生の受入れのための環境整備」について、１つの学校が①、②の要件をいずれも満たした場合、国庫補助単価はいくらになるのか。

（答）
○　１つの学校が①、②の要件をいずれも満たした場合（例３）、国庫補助単価は４０万円になります。
例１：１つの学校が①の要件を満たした場合、国庫補助単価は３１万円になります。
例２：１つの学校が②要件を満たした場合、国庫補助単価は９万円になります。
例３：１つの学校が①及び②の要件を満たした場合、国庫補助単価は４０万円になります。

問　「ハ　ICT 教育環境の整備推進」について、児童生徒が使用する学習アプリの購入等の教育コンテンツを充実させる取組は対象となるか。

（答）
○　対象外です。本補助メニューでは、学習者用の教材購入の類は対象外となります。

問　「ハ　ICT 教育環境の整備推進」について、フィルタリングソフトや MDM 等の管理ツールとはどのようなものを想定しているか。

（答）
○　一般的なコンピュータの管理ツールとして、有害サイトの閲覧制限や端末の OS、各種バージョン、アップデート情報、ログ管理等を行うものを想定しています。なお、より高性能なものを妨げるものではありません。

問　「ハ　ICT 教育環境の整備推進」について、校務支援システムとはどのようなものを想定しているか。

（答）
○　児童生徒の心のケアを目的としたコミュニケーションツールを１人１台端末の用に供するコンピュータにインストールする場合や、学校と保護者の間で、出欠席の連絡や連絡網等の用途で使用する場合等を想定しています。

問　「ハ　ICT 教育環境の整備推進」について、全ての教職員に対して開催する校務支援システムの使用説明会等は、教員向けリテラシー研修としてカウントすることは認められるか。

（答）
○　認められません。

問　「ハ　ICT 教育環境の整備推進」について、全ての教職員に対して ICT 機器の使用に係る研修は、教員向けリテラシー研修等としてカウントすることは認められるか。

（答）
○　研修が教員同士の自発的な勉強会ではなく、学校の業務の一環として位置づけられ、研修内容が対外的に適当と認められ得るものであれば認められます。なお、機器の使用方法の確認やマニュアルの配布、読み合わせのような内容は認められません。

問　「ハ　ICT 教育環境の整備推進」について、教員向けリテラシー研修について、全教職員が一斉に研修を受講する方法ではなく、学年毎に同一の研修を実施（例えば１学年、２学年、３学年と分割して実施）する場合は補助対象となるか。

（答）
○　学年毎に実施する研修内容が同一の内容であれば、学年毎に１回とカウントせず、３学年まとめて１回とカウントし、その１回当たりの対象人数が半数以上であれば、補助要件を満たすものと考えます。
○　なお、職務内容に応じて、必ずしも同一の研修内容であることを求めるわけではありませんが、補助メニューの趣旨を踏まえ、研修内容を設定してください。

問　「ハ　ICT 教育環境の整備推進」について、ICT を活用した教育環境の構築に例示されている取組について、１つの取組で複数の要件を満たす場合は、重複カウントすることは差し支えないか。

（答）
○　同一の取組が複数の要件を満たす場合であっても、１つの要件とみなすこととします。

問　「ハ　ICT 教育環境の整備推進」について、補助要件②に係る４つの項目のうち、１つの項目の中で２つの取組を実施した場合、補助要件の「２つ以上取り組むこと」を満たしたことになるか。
（例：「管理ツールの導入」の項目において、フィルタリングソフトの導入と MDM の導入を実施。）

（答）
○　同一項目において、複数の取組を実施した場合であっても、補助要件である「２

つ以上取り組むこと」を満たしたことにはなりません。

問　令和３年度はICT支援員を「外部人材活用等の推進」として補助してきたため、令和４年度も引き続き、「外部人材活用等の推進」で補助することは認められるか。「ICT教育環境の整備推進」により補助しなければならないか。

（答）

○　令和４年度より、情報通信技術活用支援員（ICT支援員）及びGIGAスクールサポーターの配置に係る補助は、「ICT教育環境の整備推進」によることとします。

○　なお、情報通信技術活用支援員（ICT支援員）及びGIGAスクールサポーターを複数名雇用する場合であっても、各職を合わせた活用実績で判断することは認められません。雇用する者のうち、特定の１名について契約期間中、原則として、毎週一回以上の活動実績があることが補助要件となります。

問　「ハ　ICT教育環境の整備推進」について、「ICT教育設備の保守・管理の外部委託」を、複数の私立学校を設置する学校法人内で一括契約している場合、学校ごとにカウントして差し支えないか。

（答）

○　学校単位で取組状況を確認するため、契約方法で判断するものではありません。そのため、当該一括契約の対象となる学校であれば、それぞれの学校において、取組としてカウントすることで差し支えありません。

問　「ハ　ICT教育環境の整備推進」について、同一法人内の中学と高校で共有している端末にフィルタリングソフト等を導入している場合、それぞれの学校の取組としてカウントして差し支えないか。

（答）

○　それぞれの学校において、取組としてカウントすることで差し支えありません。

問　「ハ　ICT教育環境の整備推進」について、補助要件の例示に「フィルタリングソフトやMDM（Mobile Device Management）等の管理ツールの導入」や「校務支援システムの導入」とあるが、「導入」は「新規導入」に限られるか。

（答）

○　新規に限らず、継続の場合も含みます。ただし、対象となるのは、補助対象年度に係る経費のみになります。

問　「ハ　ICT教育環境の整備推進」について、管理ツール等の「導入」には、正規運用前の準備期間も含まれるとの理解でよいか（例：今年度内にシステムを導入（契約）し、次年度から正規運用する場合も、補助要件を満たしたことになるか）。

（答）

○　購入（契約）が完了した段階ではなく、システムとして、正規の運用を開始していることまで求めます。

問　「ハ　ICT教育環境の整備推進」について、１つの学校が①、②、③の要件を複数又は全て満たした場合、国庫補助単価はいくらになるのか。

（答）

○　１つの学校が①、②、③の要件を複数又は全て満たした場合、国庫補助単価は以下のとおりになります。国庫補助単価の合算はされません。

例１：１つの学校が①及び②の要件を満たした場合、国庫補助単価は４５万円になります。

例２：１つの学校が①及び③（又は②及び③）の要件を満たした場合、国庫補助単価は１３０万円になります。

例３：１つの学校が①から③の全ての要件を満たした場合、国庫補助単価は１３０万円になります。

問　「ニ　教育相談体制の整備」について、中高一貫校の場合は、中学校で月２回以上、高等学校で月２回以上の活用実績がないと補助対象とならないのか。

（答）

○　そのとおりです。

問　「ニ　教育相談体制の整備」について、有資格者（公認心理師、臨床心理士、精神科医、社会福祉士、精神保健福祉士など）は、国家資格であれば認められるのか。例えば、看護師や養護教諭は対象となるか。

（答）

○　臨床心理士が民間資格であるように、有資格者は必ずしも国家資格である必要はありません。カウンセリング等に関する専門的な知見等を有することを外形的に確認できることを想定しています。

○　なお、看護師、養護教諭、教員退職者であることや、大学教授といった職種によって、直ちに有資格者であると認めることは困難です。

問　「ニ　教育相談体制の整備」について、年度途中に資格を取得した場合、補助期間を年度当初まで遡及することは可能か。

（答）

○　補助対象期間は資格取得後からとなり、年度当初まで遡及することは認められません（無資格の期間は、補助対象期間に通算できません）。

○　なお、仮に年度当初からの契約であっても、補助対象期間（契約期間）については、資格取得後からとなります。

問　「ニ　教育相談体制の整備」について、補助要件に「原則として毎月２回以上の活用実績があること」とされているが、夏季休業等や学校行事等の関係で月１回のみの月があった場合でも補助対象になるか。

（答）

○　特定期間を取り出して補助要件の充足状況を判定するものではありません。前段に「契約期間中」とあるため、契約月数に２回を乗じた回数以上の活用実績があれば補助対象となります。

問　「ニ　教育相談体制の整備」について、常勤の場合も補助対象となるか。「学校に常駐する等」との記載があるが、常駐とみなされる勤務日数等の基準はあるのか。

（答）

○　令和４年度から、常勤の場合も補助対象とすることとします。

問　「ニ　教育相談体制の整備」について、スクールカウンセラーが、児童生徒だけでなく、教諭や保護者からの相談も受け付ける場合、活用実績に算定することで差し支えないか。

（答）

○　差し支えありません。

問　「ニ　教育相談体制の整備」について、「児童生徒等による毎月２回以上の活用実績」とあるが、児童生徒等がスクールカウンセラー等に直接面会して相談することが必要か（電話、メール、LINE、リモート等で、直接面会する以外の方法も可能か）。

（答）

○　相談方法や相談場所についての定めはありませんが、活用実績を確認できる方法であることが望ましいと考えます。なお、スクールカウンセラー等の勤務管理や適切な相談方法等となるよう配慮が必要と考えます。

問　「ニ　教育相談体制の整備」について、県の補助要件には有資格者のほか「国又は地方公共団体が主催する生徒指導及び教育相談に関する専門的な研修を修了した者等」を配置している場合も補助対象としている。この場合、国の補助においては補助対象となるか。

（答）

○　都道府県において、公的な研修を修了した者を有資格者として認めている場合は、補助対象とします。

問　「ホ　職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進」について、年３回以上行った場合の範囲を確認したい。

例１：中学３年生全員が「伝統文化に関する活動の体験・習得」として、異なる日程で年３回、茶道教室を開催した。

例２：幼稚園が「自然体験活動」として、同一の日程で３歳児、４歳児、５歳児が、それぞれ別の農園で芋掘りを行った。

例３：同一の日程で、中学１年生が「自然体験活動」で田植え、中学２年生が「伝統文化に関する活動の体験・習得」で茶道教室、中学３年生が「ボランティア活動」で地域の清掃活動に取り組んだ。

（答）

○　例１の場合、同一の取組（茶道教室）であっても、合計３回開催していることから、年３回以上行ったものとすることができます。

○　例２の場合、３つの学齢が参加していますが、同一の日程で同一の取組を実施していることから、１つの行事として開催されたものとし、年３回とすることはできません。

○　例３の場合、同一の日程であっても、３つの学年がそれぞれ独立した活動に取り組んでおり、年３回以上行ったものとすることができます。

○　各学校の取組を「職業・ボランティア・文化・健康・食等」の各分類に区分した場合、同一の分類に区分される取組を同一の日程で実施した場合、便宜上、一つの取組とみなすこととします。

例：同一の日程で、芋掘り、田植え、りんご狩りを実施するが、実施目的をそれぞ

れ「自然体験活動」と位置付けた場合、便宜上、１つの行事とみなす。

問　「ホ　職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進」について、例示の分類（多様な職業体験等）のうち、１つの分類の中で取組を年３回以上、実施しなければならないか。他の分類と合わせて年３回以上となればよいか。年３回以上のカウント方法を確認したい。

（答）

○　次のいずれの場合であっても、年３回以上実施したこととなります。
例１：「自然体験活動」を年３回以上実施（芋掘り、田植え、りんご狩り）。
例２：「多様な職業体験」「自然体験活動」「ボランティア活動」に該当する取組を各１回、合計で年３回以上実施。

問　「ホ　職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進」から、「地域社会や産業界等と連携・協同した取組」が削除されたが、当該項目を想定した取組は今年度から補助対象外となるのか。

（答）

○　項目「ニ　職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進」の表記と合わせる形で「地域社会や産業界等と連携・協同した取組」の記述を削除しましたが、当該取組については、引き続き支援の対象となります。

問　「ホ　職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進」について、「１つ以上の学年全員を対象とした取組」に、保護者を対象とした取組も含まれるか。

（答）

○　幼児児童生徒に加えて、保護者が参加する取組は含まれますが、保護者のみを対象とした取組は含まれません。

問　「ホ　職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進」について、異なる学科を設置する学校において、次の場合は補助要件を満たしたことになるか。
例１：特定の学科の生徒のみが参加する取組を実施した場合。
例２：１年生の普通科全員で自然体験活動を、１年生の専門学科全員で食に関する取組を年３回ずつ実施した場合。

（答）

○　例１のような、学科単位での取組だけでは学年全員で実施したとはみなせません。
○　例２のような、普通科全員で実施する取組と専門学科全員で実施する取組が、当該学校における教育課程上の位置づけとして、同程度の意義・目的等の取組であることが担保できれば、補助対象となり得ます。ただし、学科毎に回数にバラツキが生じる場合は、少ない方の回数（例２の場合は１回）が採用されることにご留意ください。

問　「ヘ　安全確保の推進」について、補助要件に「②①以外の場合は１学年全員若しくは複数学年全員が年に計２回以上の取組があること。なお、同一の取組を複数回行う場合も含む。」は、「ニ　職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進」における取扱い（Ｑ＆Ａの内容）を準用することで良いか。

（答）

○　そのとおりです。

問　「へ　安全確保の推進」について、現在、校舎を工事中のため、工事車両の誘導や児童生徒の安全確保のため、誘導員を配置している。このような場合も人員配置として認められるか。

（答）

○　認められません。

問　「へ　安全確保の推進」について、教職員が兼務する場合も補助対象となるか。

（答）

○　補助対象外です。

問　「へ　安全確保の推進」について、「１つ以上の学年全員を対象とした取組」に、保護者を対象とした取組も含まれるか。

（答）

○　幼児児童生徒に加えて、保護者が参加する取組も含まれます。なお、昨今の事情に鑑み、保護者のみを対象とした取組も含まれるものとします。

問　「ト　特別支援教育に係る活動の充実」について、「特別な支援を必要とする児童・生徒」であるかの判断に当たって、障害者手帳や医師の診断書等の公的な証明が必要か。

（答）

○　国庫補助金の補助要件として、必ずしも障害者手帳や医師の診断書等による確認を求めるものではありません。

○　なお、対象児童の確認・判断時期については、対象児童生徒の確認・判断は、一般補助に係る園児数を算定する５月１日時点で行われている例が多いところ、それ以降に、障害を有していることが分かる場合もあるため、実態に即した丁寧な対応を行うことが期待されます。

○　また、障害の有無の確認方法について、対象児童生徒に該当するか否かの判断に当たり、障害者手帳や医師の診断書を必須とするものではないため、巡回支援専門員等の障害に関する専門的知見を有する者による意見など、柔軟な確認方法を取り入れることが適当と考えます。

※上記取扱いは、平成３０年３月２０日付け事務連絡「「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく特別支援に係る補助の柔軟化・明確化について」の内容と同様です。

問　「ト　特別支援教育に係る活動の充実」について、障害者手帳を取得せず、軽度知的障害や発達障害の疑いのある児童・生徒は対象となるのか。

（答）

○　国庫補助の対象として、排除する意図はありません。基準の詳細は、各都道府県の補助要件において定めることが適切と考えます。その際、上記の質問も参考にしてください。

問　「チ　外部人材活用等の推進」について、「ト　特別支援教育に係る活動の充実」と取組内容が一部重複してしまう部分があるが、補助対象として差し支えないか。

（答）

○　各補助メニューの補助要件をそれぞれ満たしていることが前提ではありますが、取組の一部が重複していることをもって直ちに補助対象外とするものではありません。
○　各学校における取組の目的・内容等を確認の上、職務内容を切り分けることができる等、総合的に判断することは否定されません。

問　「チ　外部人材活用等の推進」について、「追加的な人材の配置」とあるが、雇用形態（派遣、委託等）は問わないか。

（答）
○　雇用形態は問いません。ただし、常勤の場合は外部人材とは認められません。
○　また、同一法人内で既に雇用関係にある者を外部人材とすることは認められません。

問　「チ　外部人材活用等の推進」について、「追加的な人材の配置」とあるが、毎年度、新たな人員を追加しなければ補助対象とならないのか。例えば、前年度に追加的な人材の配置として雇用した者を継続して雇用する場合、「追加的な人材の配置」と認められないのか。

（答）
○　前年度に引き続いて「外部人材」として雇用を継続する場合は、「追加的な人材の配置」として認められます。ただし、常勤雇用に雇用形態を変更する場合は、この限りではありません。

問　「チ　外部人材活用等の推進」について、既に非常勤で雇用契約を結んでいる者の業務内容を見直し、追加的に業務を請け負わせることは「追加的な人材の配置」となるか。

（答）
○　追加的に業務を請け負わせることをもって、「追加的な人材の配置」とはみなせません。

問　「チ　外部人材活用等の推進」について、補助要件の「②契約期間中、原則として、毎週１回以上の活用実績があること」は、教員業務支援員、学習指導員、部活動指導員のそれぞれが条件を満たす必要があるのか。あるいは、各職を合わせて毎週１回以上の活用実績があればよいのか。

（答）
○　申請する特定の１名について補助要件の充足状況を確認してください。
○　外部人材を複数名雇用する場合であっても、各外部人材を合わせた活用実績で判断することは認められません。雇用する外部人材うち、特定の１名について契約期間中、原則として、毎週１回以上の活動実績があることが補助要件となります。

問　「イ　次世代を担う人材育成の促進」又は「チ　外部人材活用等の推進」はともに外部人材を雇用することが可能であるが、同一人物を法人内の別々の学校でそれぞれ雇用する場合、それぞれの学校に補助することは可能か。【再掲】
（例：Ａ中学校とＢ高校を運営する法人が、Ａ中学校の英語教育にＢ高校で雇用するネイティブ・スピーカーを活用する場合。）

（答）

○　同一法人内で既に雇用関係にある者を外部人材とすることは認められません。

問　同一法人の別の学校で雇用する者を「イ　次世代を担う人材育成の促進」又は「チ　外部人材活用等の推進」の外部人材として補助することは可能か。【再掲】
（例：Ａ幼稚園とＢ高校を運営する法人が、Ａ幼稚園の英語教育にＢ高校と雇用関係にあるネイティブ・スピーカーを活用する場合。）

（答）

○　同一法人内で既に雇用関係にある者を外部人材として補助することは認められません。ただし、同一法人内の別の学校に勤務する者が、授業等を行うことを妨げるものではありません。

問　「リ　教員業務支援員の推進」について、「チ　外部人材活用等の推進」の学習指導員との違いはなにか。

（答）

○　教員業務支援員については、学校教育法施行規則第65条の７で規定されている、教員の負担軽減を図るための教員の業務支援を行う者を、学習指導員については、学習指導員補充学習や発展的な学習など、主として学力向上を目的とした学校教育活動のサポートを行う者を想定しております。

　具体的には、教員業務支援員は、学習プリントや家庭への配布文書等の各種資料の印刷、配布準備、採点業務の補助、来客対応や電話対応等の業務を行う者であり、学習指導員はティームティーチング指導、家庭学習の準備・チェックの実施等の学級担任の補助等の業務を行う者を想定しています。

５．教育改革推進特別経費「子育て支援推進経費（預かり保育推進事業）」

問　幼稚園によっては、曜日によって預かり保育の時間が異なる園もあるが、基礎単価の区分の判別方法はどのようにすればよいか。

（答）

○　例えば、平日 14:00～18:00 まで預かり保育を開設する幼稚園が、金曜日は 17:00 までしか開設しない場合であれば、

・月から木の各曜日は、いずれも４時間以上を満たしている
・金曜日は３時間のため４時間以上を満たさない

ことになり、開園日の 4/5 以上の日数を満たしていると判断できます。

問　加算単価における計算方法については、基礎単価の区分にある条件を満たす預かり保育を開設する日のみで一日平均を計算すればよいか。

（答）

○　預かり保育時間、預かり保育担当者数のいずれにおいても、預かり保育を開設する全ての日（基礎単価の要件を満たさない日も含める）によって、一日平均の値を計算してください。

○　例えば、平日 14:00～18:00 まで預かり保育を開設する幼稚園が、金曜日は 17:00 までしか開設しない場合の預かり保育時間の計算方法は、

（４＋４＋４＋４＋３）／５＝3.8 時間

となります。

問　基礎単価の区分【Ｃ】【Ｄ】の「教育時間と合わせて８時間」について、どのように計算することが適当か。